

## 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに実施した監督指導結果

## 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

## ○ 重点監督実施状況

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月に、23,915 事業場に対し監督指導を実施し、15,790 事業場（全体の 66.0%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 10,272 事業場、賃金不払残業があったものが 1,478 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 2,355 事業場であった。

表 1 重点監督実施事業場数

業種	事項	実施事業場数 (注 1)	労働基準関係法令違反があった事業場数 (注 2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止措置 (注 5)
合計		23,915 (100.0%)	15,790 (66.0%)	10,272 (43.0%)	1,478 (6.2%)	2,355 (9.8%)
主な業種	製造業	5,765 (24.1%)	4,052 (70.3%)	2,817	308	548
	建設業	2,592 (10.8%)	1,348 (52.0%)	748	157	104
	運輸交通業	3,825 (16.0%)	2,826 (73.9%)	2,009	163	366
	商業	3,324 (13.9%)	2,264 (68.1%)	1,479	318	405
	教育・研究業	936 (3.9%)	581 (62.1%)	310	49	98
	接客娯楽業	1,465 (6.1%)	1,141 (77.9%)	832	156	293
	その他の事業	3,929 (16.4%)	2,271 (57.8%)	1,240	184	335

(注 1) 主な業種は監督指導実施事業場数が 800 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注 3) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行わせているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法第 37 条違反 [割増賃金] のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない。]。

(注 5) 労働安全衛生法第 18 条違反 [衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。]、労働安全衛生法第 66 条違反 [健康診断を行っていないもの。] 及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間超の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上している。

表 2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
23,915	4,216 (17.6%)	7,679 (32.1%)	4,015 (16.8%)	3,405 (14.2%)	3,273 (13.7%)	1,327 (5.5%)

表 3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
23,915	1,313 (5.5%)	2,800 (11.7%)	2,008 (8.4%)	2,589 (10.8%)	4,587 (19.2%)	10,618 (44.4%)

## 2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、20,515 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）
20,515	2,403	3,796	6,436	14,012	955

（注1）指導事項は、複数回答の場合、それぞれに計上している。

（注2）1月当たり100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会等で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

### (2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、2,963 事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）（※）に適合するよう指導した。

（※）平成29年1月20日に「労働時間適正把握ガイドライン」（別添「参考資料」参照）を新たに策定（「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（労働時間適正把握基準）は同日付で廃止）。なお、平成29年1月20日までは「労働時間適正把握基準」に基づき指導。

表5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）（注2）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）（注2）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）（注2）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）（注2）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）（注2）		
2,963	1,661	467	1,277	213	85	16

（注1）指導事項は、複数回答の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 重点監督により把握した実態

#### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった 10,272 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、7,890 事業場で月 80 時間を、うち 5,559 事業場で月 100 時間を、うち 1,168 事業場で月 150 時間を、うち 236 事業場で月 200 時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45 時間以下	45 時間超 80 時間以下	80 時間超 100 時間以下	100 時間超 150 時間以下	150 時間超 200 時間以下	200 時間超
775	1,607	2,331	4,391	932	236

#### (2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した 23,915 事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、2,547 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、6,509 事業場でタイムカードを基礎に確認し、3,671 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、8,880 事業場で自己申告制により確認し、5,603 事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表 7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注 1）			自己申告制 （注 2）	その他 （注 2）
使用者が自ら現認 （注 2）	タイムカードを基礎 （注 2）	IC カード、ID カードを基礎 （注 2）		
2,547	6,509	3,671	8,880	5,603

（注 1）労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注 2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

## 【参考】 前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

ただし、平成 27 年度における監督対象事業場は、月 100 時間を超える残業が疑われる事業場などであり、平成 28 年度においては、月 80 時間に対象を拡大している。

		平成 28 年度 4～3 月 (月 80 超対象)	平成 27 年度 4～3 月 (月 100 超対象)
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	23,915	10,185
	うち、労働基準法などの法令違反あり	15,790 (66.0%)	7,798 (76.6%)
主な違反内容	1 違法な長時間労働があったもの	10,272 (43.0%)	5,775 (56.7%)
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が		
	1 か月当たり 80 時間を超えるもの	7,890 (76.8%)	4,445 (76.9%)
	1 か月当たり 100 時間を超えるもの	5,559 (54.1%)	3,467 (60.0%)
	1 か月当たり 150 時間を超えるもの	1,168 (11.4%)	714 (12.4%)
	1 か月当たり 200 時間を超えるもの	236 (2.3%)	145 (2.5%)
	2 賃金不払残業があったもの	1,478 (6.2%)	988 (9.7%)
うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えるもの	909 (61.5%)	601 (60.8%)	
3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	2,355 (9.8%)	1,515 (14.9%)	
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	20,515 (85.8%)	8,322 (81.7%)
	うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの	14,012 (68.3%)	6,170 (74.1%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	2,963 (12.4%)	1,853 (18.2%)
	うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えるもの	1,313 (44.3%)	829 (44.7%)